

よくある問い合わせ

問い合わせに関する必要書面は、ホームページからダウンロードすることができますし、近くの自転車販売店にも様式がございます。

◇ 必ず登録しなければなりませんか。

法律により、都道府県公安委員会が指定する者の防犯登録を受けなければならないと自転車利用者の責務として定められています。

登録する自転車は、新車、中古車（未登録又は再登録できるもの）にかかわらず、道路交通法に定められる二輪以上の自転車（身体障害者用車いす、小児用車を除く）で所有者の申し出により防犯登録を行っています。

防犯登録は自転車利用者の財産の保護を合わせ持つため、防犯登録をしていることによって盗難被害に遭った場合、被害回復率が高まります（徳島県の場合、過去10年間7割を超えています。）。

◇ インターネット・通信販売で新車を購入した場合、防犯登録はどこで行うことができますか？

インターネット等で新車を購入した場合は、県内の自転車販売店（登録業務を委託している防犯登録所）等で手続きを行うことができます。事前に徳島県防犯協会へお問い合わせ下さい。

登録に必要なものは、次のとおりです。

- 購入自転車の保証書又は販売証明書（登録に必要な販売店名、メーカー名、車名、車体番号等が記載されたもの）
- 購入した自転車本体
- 防犯登録料 600円（平成29年4月1日500円から改定、以下同じ）

◇ ネットオークションで防犯登録されている中古自転車を購入しました。自分名義に名義変更したいのですが？

防犯登録がされている自転車を購入した場合、前の所有者と同一番号で名義変更を行うことができません。前所有者の登録番号を抹消したうえで、新たに再登録を受けることとなります。事前に防犯協会にお問い合わせ下さい。

インターネット等を利用する場合は、トラブルを避けるためにも防犯登録の有無・登録名義人、名義人と出品者について確認しましょう。

登録に必要なものは、次のとおりです。

- 抹消できてなければ、所有者名で抹消手続きを行って下さい。

- 前所有者の防犯登録カード第2票（お客様控）があれば回収して下さい。
- あなたと前所有者の売買に関する譲渡証明（又は無償譲受等）を作成して下さい。
- 運転免許証などあなたの身分証明書（末尾※参照）
- 購入した自転車本体
- 防犯登録料600円（抹消届は無料）

◇ 無償で譲り受けた友人の自転車（防犯登録済み）を名義変更したい。

同一番号で名義変更ができるのは親族間のみです。友人が登録している同一番号で名義変更を行うことはできません。防犯登録を行う場合は、友人名義の登録を抹消のうえ再登録手続きが必要です。

友人がその自転車を購入した自転車販売店、又はお近くの自転車販売店で行うこともできます。ご不明な点がありましたら、防犯協会にお問い合わせ下さい。

再登録手続きの流れは次のとおりです。

- 友人が防犯登録の抹消手続きを行っているか確認して下さい。
- 抹消手続きが出来ていない場合は、友人又はあなたが抹消手続きを行って下さい。
- 友人から防犯登録カード第2票（お客様控）を回収して下さい。
保管されていない場合は、友人から無償で譲り受けた証明書を作成して添付して下さい。
- 運転免許証などあなたの身分証明書（末尾※参照）
- 譲り受けた自転車本体

なお、譲り受けた自転車が、これまで防犯登録がされていない場合（未登録）は、あなたが新規登録を行うこととなります。

◇ 実家は県内にありますが、県外に転勤（大学等入学含む）することになりました。実家で登録した自転車を住所変更せずに転居先でも使用できますか？（既に県外に転居し、又は県外から転入も同様）。

防犯登録は有効です。

あなたの場合、実家が県内で家族への連絡が可能であれば必要な連絡もつきますのでそのまま利用していただくこともできます。ただ、盗難に遭った場合とか、警察官から職務質問を受けた場合の確認などに時間がかかりご不便をおかけする場合があります。

また、転居等で長期間転居先が生活の本拠となる場合には、登録抹消手続きをしていただき、転居先の自転車販売店等で抹消済みを申し出て再登録（新規登録）することをお勧めいたします。この場合に、徳島県は防犯登録料は非課税600円ですが、都道府県で防犯登録料が違っているところがありますのでご確認下さい。

なお、ご不明な点がありましたら、徳島県防犯協会にお問い合わせ下さい。

◇ 登録シールが剥がれてしまったので、再交付手続きを受けたい。

同一登録シールの再発行は行っておりませんので、現在の防犯登録について抹消手続きをしていただいたうえで再登録を受ける必要があります。

◇ 盗難被害に遭いましたが防犯登録番号がわかりません。防犯協会で教えてもらえますか？

防犯登録所（自転車販売店等）から送付された防犯登録カードは、防犯協会での点検を済ませたうえで電算入力のため警察本部に送付していますので、協会での登録データを保管していませんので、照会に答えることができません。

あなたのお手元に自転車を購入時に販売店から交付された防犯登録カード第2票（お客様控）があればデータが記載されています。保管していない場合は、購入した自転車店で3年間はカードが保管されていますので問い合わせして下さい。

購入後相当長期を経過している場合は、最寄りの警察署にご相談して下さい。

◇ 自転車を徳島駅前に駐輪していて撤去されました。どうしたらよいか。

徳島市の条例で自転車放置禁止区域が指定されています。その区域内で撤去された場合は、徳島市市民生活課（放置自転車対策係）088-621-5130 に連絡して指示に従って下さい。

自転車は決められた駐輪場に止めるようにしましょう。

※ 注意して下さい～身分証明書として使用するマイナンバーカードの取扱い

マイナンバー制度の運用に伴いマイナンバーカード（個人番号カード）を取得している人は公的身分証明書として本人確認を行える身分証明書となっています。

活用に際しては、情報漏洩を防止するため専用カードケースに収納した状態で身分証明が行える同カードの表のみを活用して下さい。